**基本協定書（素案）に係る質問・意見に対する回答**

■基本協定書(素案)

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (a) | | | | |
| 1 | 基本協定書（素案） | 特別目的会社の設立 | 1 | 第3条 | | | | | | | 株主名簿の原本証明付写しとありますが、設立時の定款の原本証明書写しで発起人（株主）引受株式数、払込金額が確認できる場合は、株主名簿の提出は必要ないということでよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 2 | 基本協定書（素案） | 事業契約 | 4 | 第6条 | 8 | | | | | | 「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業・・・連帯して負うものとする。」と記載ございますが、協力企業は帰責性を有する企業のみが連帯する一方で、構成企業は帰責性の有無に関わらず連帯する建付けとなっており、構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は構成企業についても連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰責性を有するものが連帯して負担等）としていただきますようご検討をお願いいたします。 | ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。<br>「責めに帰すべき事由がある者及びその者と同業種の構成企業が連帯責任を負うものとする。ただし、該当する者が1者の場合は代表企業が連帯責任を負うものとする。」<br>修正版文書を参照してください。 |
| 3 | 基本協定書（素案） | 事業契約 | 4 | 第6条 | 8 | | | | | | 賠償額の上限を定めた趣旨を没却してしまいますので、本項なお書きは削除いただきますようお願いいたします。 | 現案のままとします。 |
| 4 | 基本協定書（素案） | 事業契約 | 4 | 第6条 | 8 | | | | | | 「支払い義務を連帯して負う」とありますが、第10条で基本協定書の有効期間は事業契約の契約期間の終了時とあり、長期にわたり構成員が事業契約の解除に対する責任を連帯保証するように読み取れます。PFI事業の原則として、帰責企業にパススルーすることであると考えますが、帰責者企業のみとしていただくことは出来ませんでしょうか。 | No.2の回答を参照してください。 |
| 5 | 基本協定書（素案） | 事業契約 | 4 | 第6条 | 9 | | | | | | 賠償額の上限を定めた趣旨を没却してしまいますので、本項なお書きは削除いただきますようお願いいたします。 | 現案のままとします。 |
| 6 | 基本協定書（素案） | 事業契約 | 4 | 第6条 | 9 | | | | | | 「責めに帰すべき事由がある者及び構成企業・・・連帯して負うものとする。」と記載ございますが、協力企業は帰責性を有する企業のみが連帯する一方で、構成企業は帰責性の有無に関わらず連帯する建付けとなっており、構成企業が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は構成企業についても連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付け（帰責性を有するものが連帯して負担等）としていただきますようご検討をお願いいたします。 | No.2の回答を参照してください。 |

| No | 資料名等 | 項目 | 該当箇所 | | | | | | | | 質問 | 回答 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 頁 | 第1 | 1 | (1) | ア | (a) | | | | |
| 7 | 基本協定書<br>(素案) | 有効期間 | 5 | 第10条 | | | | | | | 基本協定書の違約金の有効期間につきまして、事業契約締結以降の違約金条項等については事業契約書で別途規定されますため、基本協定書の違約金の有効期間は事業契約締結迄として頂けますようご検討お願い致します。 | 基本協定の違約金を定める条項部分に、「なお、特別目的会社が、同一事由について事業契約に基づく違約金の支払いを行った場合は、構成企業及び協力企業は当該支払金額の範囲において、本項の支払い義務を免れるものとする。」という条項を追記します。<br>修正版文書を参照してください。 |
| 8 | 基本協定書<br>(素案) | 有効期間 | 5 | 第10条 | | | | | | | 本協定の有効期間の終了に関わらず、第6条第7項及び8項並びに第9条の規定の効力は存続するとあり、事業契約終了後も効力が存続するように読み取れます。事業契約終了後も第6条7項の各号に該当する場合（構成員の1社が該当した場合）は、賠償金支払い義務を連帯して負うということでしょうか。 | No.7の回答を参照してください。 |